

平成24年第4回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

1 開催日時

平成24年3月12日（月）14時00分から16時20分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

住吉徳彦、久留百合子、太田浩二、清家渉、杉光誠（教育長）

4 欠席委員

二子石竜子

5 出席事務局職員

教育次長 荒巻俊彦、理事 友枝文也、総務部長 今田義雄、
教育企画部長 城戸秀明、総務課長 西牟田龍治、財務課長 高田光邦、
文化財保護課長 伊崎俊秋、企画調整課長 千々岩良英、
社会教育課長 中藺宏、教職員課長 川添弘人、施設課長 辰田一郎、
高校教育課長 吉田法稔、義務教育課長 家宇治正幸、
人権・同和教育課長 大場茂嘉、体育スポーツ健康課長 梅田保人

6 会議

14時00分、住吉委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

第5号議案「福岡県指定文化財の指定等について」は、久留委員から、個人に関する情報を含む案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

また、第6号議案「福岡県文化財保護審議会委員及び専門委員の人事について」、協議（2）「県立学校長の人事について」及び協議（3）「事務局等職員の人事について」は、太田委員から、人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

（1）報告

- ・教育費予算に対する意見の申出について

高田財務課長から、平成23年度一般会計補正予算のうち、教育に関する事務に係る部分の2月定例県議会提案について知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行なわれ、これについては全員異議なく承認された。

(2) 協議

- 平成24年度福岡県教育施策実施計画の策定について

千々岩企画調整課長から、福岡県が策定する「総合計画」における教育分野について、教育基本法第17条第2項に定める本県の教育振興基本計画に位置付けることとし、その上で、施策の基本的なねらい、主な取組及び重点的に取り組む事業など、各年度の実施計画として「平成24年度福岡県教育施策実施計画」を策定する旨の説明があった。

次いで審議が行なわれ、久留委員から、男女共同参画教育の推進について、学校現場での取組や現状の把握など、積極的に対応をしてほしい旨の意見があった。

また、太田委員から、県立高等学校の活性化を総合的かつ戦略的に推進するためのプロジェクトチームの設置について期待している旨の意見と中学校と高等学校との連携について質問があった。

これに対して、吉田高校教育課長から、県立高等学校の通学区域毎に中学校と高等学校の両者で中高連絡会を開催するなど、様々な機会を通じて情報交換等を行い、連携を図っている旨の説明があった。

また、住吉委員長から、県立高等学校における入学定員割れの対策については、学校マネジメントの視点を持って、学校毎に特色ある学校づくりに取り組んでほしい旨の意見があった。

次いで住吉委員長から他に意見の有無を問い、このことについては、次回以降の教育委員会会議で議案として審議することとなった。

(3) 議事

- 第2号議案 福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則の制定について

西牟田総務課長から、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴う所要の規定整備等を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、これについては全員異議なく、第2号議案は原案どおり可決された。

- ・第3号議案 九州歴史資料館協議会規則の一部を改正する規則の制定について
- ・第4号議案 福岡県立美術館協議会規則の一部を改正する規則の制定について

第3号議案及び第4号議案は一括して審議することとし、伊崎文化財保護課長から、第3号議案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により、博物館協議会の委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌して条例でこれを定めなければならないとされたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うための改正である旨の説明があった。

引き続き中園社会教育課長から、第4号議案についても同様の理由による改正である旨の説明があった。

次いで審議が行われ、これについては全員異議なく、第3号議案及び第4号議案は原案どおり可決された。

公開審議はここまでとされ、住吉委員長から傍聴人に対して退出が求められた。以後非公開にて審議を行う。

- ・第5号議案 福岡県指定文化財の指定等について
伊崎文化財保護課長から、福岡県文化財保護条例第4条第1項、第29条第1項及び第37条第1項の規定に基づき、福岡県指定文化財の指定を行うものである旨の説明があった。
次いで審議が行われ、第5号議案は原案どおり可決された。
- ・第6号議案 福岡県文化財保護審議会委員及び専門委員の人事について
伊崎文化財保護課長から、福岡県文化財保護審議会委員、同審議会史跡部会専門委員、同審議会名勝・天然記念物部会専門委員、同審議会有形文化財部会専門委員、同審議会無形文化財及び民俗文化財部会専門委員の任期満了に伴い、福岡県文化財保護審議会条例第4条の規定に基づき、委員及び専門委員の人事を行うものである旨の説明があった。
次いで審議が行われ、第6号議案は原案どおり可決された。

(4) 協議

- ・県立学校長の人事について
城戸教育企画部長から、平成24年度当初の県立学校長の人事異動について説明があった。
次いで審議が行われ、このことについては、次回の教育委員会で継続

して審議することとなった。

- ・事務局等職員の人事について

杉光教育長から、平成24年度当初の県教育委員会事務局等職員の人事異動について説明があった。

次いで審議が行われ、このことについては、次回の教育委員会で継続して審議することとなった。

住吉委員長が閉会を宣言し、16時20分閉会した。